

京都大学附属図書館本館における「インターネット上で公開する デジタルデータの特別利用」の条件に係る内規

平成29年11月28日附属図書館長制定

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学図書館保管資料特別利用規則(平成17年1月28日総長裁定)第11条第2項の規定に基づき、京都大学附属図書館本館の保管する資料等のデジタルデータのうち、インターネット上で公開するものを、特別利用の手続及び利用料の納付を要することなく利用する場合の条件を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 京都大学図書館保管資料特別利用規則第11条第1項の規定に基づき、京都大学附属図書館本館の保管する資料等のデジタルデータのうち、インターネット上で公開し、当該データの利用に関し特段の定めを付していないもの(以下「デジタルデータ」という。)は、特別利用の手続及び利用料の納付は要しないものとする。

(利用条件)

第3条 デジタルデータの特別利用を行う者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 京都大学附属図書館本館が提供するデジタルデータであることを明示すること。
- (2) デジタルデータを改変した場合は、その旨を明示すること。

(その他)

第4条 この内規に定めるもののほか、京都大学附属図書館本館におけるインターネット上で公開するデジタルデータの特別利用に関し必要な事項については、京都大学附属図書館長が定める。

附 則

この内規は、平成29年12月1日から施行する。